

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針（素案）

策定の趣旨

本市における高い市民力と民間のもつ高い効率性を導入する手段として、官民パートナーシップの様々な手法の更なる活用を、総合的かつ計画的に推進していくため、基本的な方向性を示し、全庁的な共通認識を図るとともに、最も適切で民間・行政ともにメリットがある対等な関係のうえ、効果的・効率的な行政サービスを提供する方法を選択するための検討、見直しを進める際の方針として策定するもの。

現状と課題

<長浜市の現状と課題>

- ・平成 31 年度に合併特例措置が終了し普通交付税の削減が見込まれ、人口減少・少子高齢化による扶助費の増加や税収の減少など厳しい財政状況が想定され、財政需要に見合った財源の確保が困難である。
- ・公共施設等の大量更新時期が到来し、更新費用と将来投資見込み額を比較すると 40 年間で 446 億円の財源が不足見込みであり、将来の更新費用削減のため、今後 40 年間で延床面積 34%縮減（当初 10 年間で 6 %縮減）することとしている。
- ・正規職員について類似団体との比較等による目標値については、平成 36 年度時点で 1,011 人まで縮減することとしている（平成 26 年度比▲54 人）
- ・常勤の臨時職員（約 700 人）について、法の規定された臨時的任用期間の制限（最長 1 年）があることから、知識やノウハウを有した人材の確保や長期に渡る計画的な人材育成が困難である。



現状のまま、行政サービスを提供していくことは困難



将来にわたり良質な行政サービスを提供するための仕組みづくりが必要

○健全な財政運営の確立→「財政計画」

行財政基盤を強化する観点から、無駄の排除や事務事業の見直し、職員人件費の削減や、公共施設の再編に向けた取組み、新たな公共の担い手の活用の飛躍的な推進等により安定的財源を確保を図る。

○公共施設等の適正配置→「公共施設等総合管理計画」

施設の新築又は大規模改修におけるゼロベースでの検討（事業手法を含む）、国や隣接自治体との相互利用等の連携など、公共施設等の有効活用、民間活力を施設の整備や管理運営に積極的に導入する。

○職員数等の適正化→「長浜市定員適正化計画」

行政課題や市民ニーズに対応できるような職員配置の見直し、行政サービスの質の維持・向上を考慮したうえでのアウトソーシングの積極的な活用推進、多様な任用制度の活用を図る。

<国の動向>

○地方行政サービス改革の推進

→「経済財政運営と改革の基本方針 2015」

→「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」

民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、そこで捻出された人的資源を公務員自らが対応すべき分野に集中することが求められる。

<市の取組み>

○第3次長浜市行政改革大綱

→限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、「長浜市基本構想」に掲げる都市の将来像「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」の実現を行政運営の面から推進。

改革の方針の1つとして、市民との協働・連携を推進し地域力を向上させることを掲げている。

○長浜市市民自治基本条例（平成23年条例第1号）

→まちづくりの基本理念「まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働してまちづくりの推進に努めるものとする」（条例第3条）

※【協働】の定義：市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること（条例第2条）

めざす将来像

官民パートナーシップで築く持続可能な地域経営の実現

基本方針

1. 民営化の積極的推進
2. 民間と市の適切な役割分担による官民パートナーシップの推進
3. 新規事業等の検討段階における適正な分析・評価

めざす方向性

- ①市民ニーズに即した質の高い民間サービスの調達
- ②行政経営資源の重点配分
- ③地域力の向上と地域経済の活性化

官民パートナーシップ活用の視点

- ①事業の必要性の検証
- ②民間が参入しやすい環境づくり
- ③地域経済の活性化につながる担い手の育成
- ④リスク分担（責任所在の明確化）
- ⑤競争性・透明性の確保

実施手法

- ・民営化（施設の譲渡、事業の移管、法人設立など）
- ・官民パートナーシップ

類型	主な実施手法
行政サービス型	P F I、指定管理者制度、民間委託、労働者派遣 等
支援・連携型	市民協働、協働利用施設サポーター制度 等
公有財産活用型	市有財産の貸付、広告掲載事業 等

留意事項

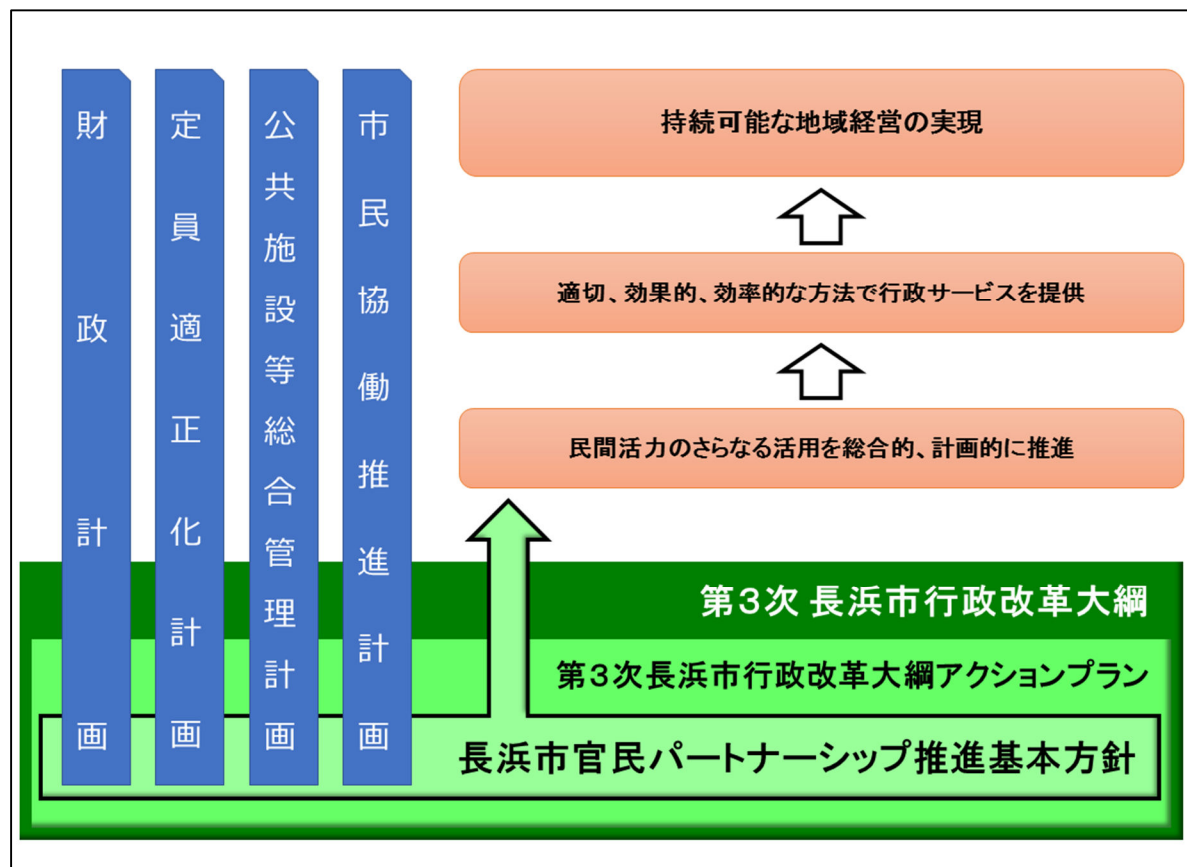
- ①コストの比較（事業効果の事前測定と効果の検証）
- ②法令遵守事項の徹底
- ③適正な業務の監査能力の確保

民営化・官民パートナーシップ推進に向けた今後の取組

基本方針に基づき、民営化・官民パートナーシップ推進に向けた目標・スケジュール等を定める実施計画を策定し、PDCAサイクルによる確実な進捗管理を行う。

- ①事業の点検、既存計画で方針決定済み事業の洗い出し
- ②民営化・官民パートナーシップ実施計画の策定
- ③PDCAサイクルによる見直し

【長浜市官民パートナーシップ（素案）の位置づけ】



【今後のスケジュール】

12/17（木）庁議

基本方針（案）協議

1/ 4（月）

↓ パブリックコメントの実施

基本方針（案）意見照会

2/ 3（水）

3月 「長浜市官民パートナーシップ推進基本方針」 策定

【PPP検討対象事業の事例】

※総務省「H27地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」における対象項目

(1) 民間委託の実施状況

対象事業

①本庁舎の清掃	⑩学校用務員事務
②本庁舎の夜間警備	⑪水道メーター検針
③案内・受付	⑫道路維持補修・清掃等
④電話交換	⑬ホームヘルパー派遣
⑤公用車運転	⑭在宅配食サービス
⑥し尿収集	⑮情報処理・庁内情報システム維持
⑦一般ごみ収集	⑯ホームページ作成・運営
⑧学校給食（調理）	⑰調査・集計（統計調査）
⑨学校給食（運搬）	

(2) 指定管理者制度の導入状況

対象施設類型

1. 体育館	16. 大規模霊園、斎場等
2. 競技場（野球場、テニスコート等）	17. 図書館
3. プール	18. 博物館（美術館、歴史館等）
4. 海水浴場	19. 公民館、市民会館
5. 宿泊休養施設 （ホテル、国民宿舎等）	20. 文化会館
6. 休養施設 （公衆浴場、海・山の家等）	21. 合宿所、研修所等 （青少年の家を含む）
7. キャンプ場等	22. 病院
8. 産業情報提供施設	23. 特別養護老人ホーム
9. 展示場施設、見本市施設	24. 介護支援センター
10. 開放型研究施設等	25. 福祉・保健センター
11. 大規模公園	26. 児童クラブ、学童館等
12. 公営住宅	27. 保育所
13. 駐車場	

(3) 窓口業務の状況

・総合窓口の設置

・窓口業務の民間委託

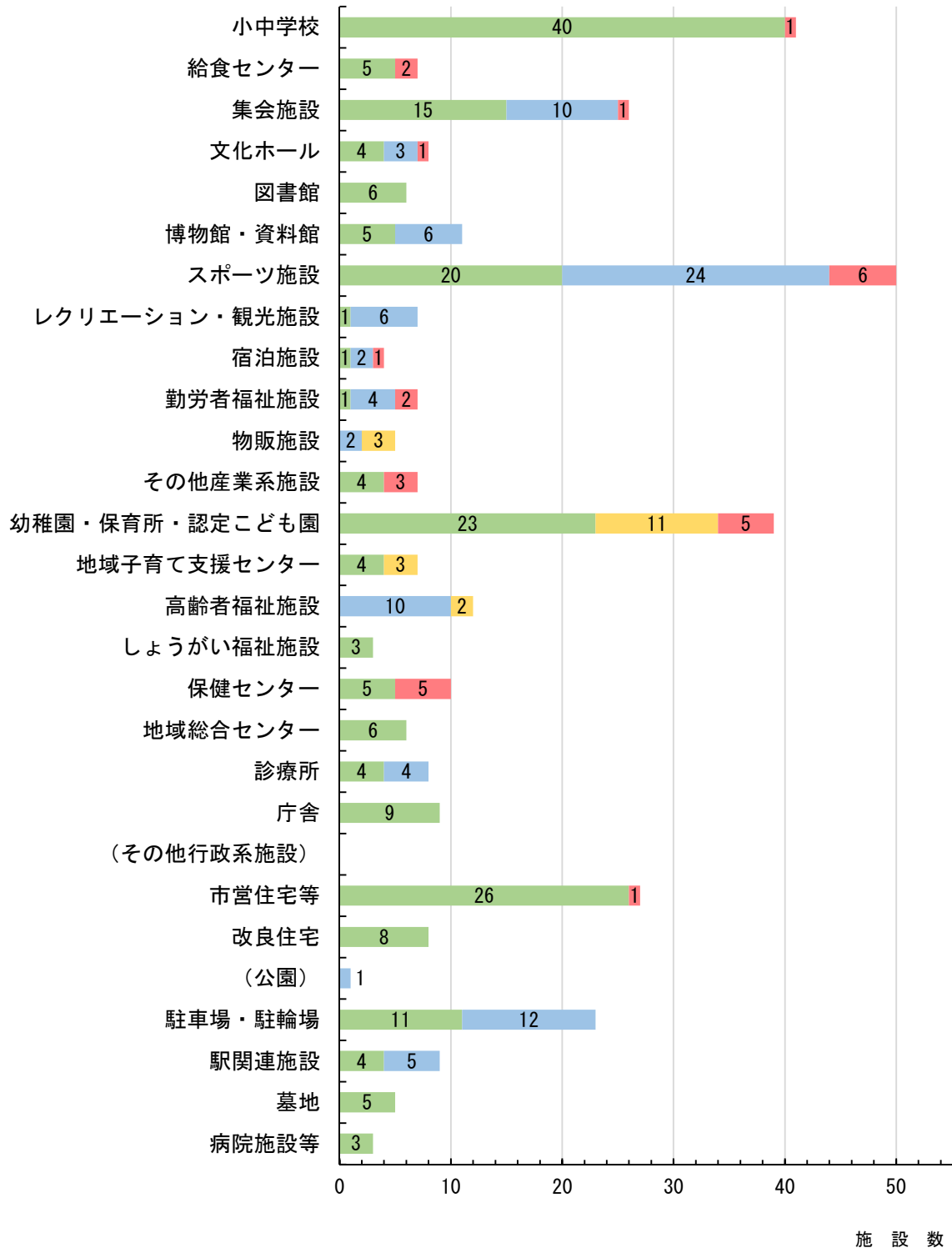
【参考】公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針」（内閣府）において民間委託が可能として示された窓口業務24業務

1	戸籍抄本等の交付	13	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
2	戸籍の附表の写しの交付	14	老人医療関係の各種届出書
3	住民票の写し等の交付	15	介護保険関係の各種届出書
4	印鑑登録証明書の交付	16	国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理
5	外国人登録原票記載事項証明書の交付	17	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付
6	地方税法に基づく納税証明書の交付	18	飼い犬の登録
7	住居表示証明書の交付	19	狂大病予防注射済票の交付
8	戸籍の届出	20	児童手当の各種請求書・届出書の受付
9	住民異動届	21	精神障害者保健福祉手帳の交付
10	印鑑登録申請	22	身体障害者手帳の交付
11	埋葬・火葬許可	23	療育手帳の交付
12	転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校への通知	24	自動車臨時運行許可に関する業務

公共施設の有効活用の取組実績（H23～H26）

■ 直営
 ■ 指定管理 導入済み
 ■ 民間譲渡 民営化
 (H23 - H26)
 ■ 施設減少数
 (H23 - H26)

公共施設等総合管理計画
画における施設類型



○【長浜市公共施設等総合管理計画】における施設類型ごとの基本方針等（インフラ資産除く）

区分	施設数			民間譲渡 民営化	指定管理 導入済み	基本方針
	H23	H27	増減			
小中学校	41	40	▲1	0	0	適正規模・適正配置の検討
給食センター	7	5	▲2	0	0	民間資金の活用、民間委託拡大
集会施設	26	25	▲1	0	10	地域住民との協働・連携の推進
文化ホール	8	7	▲1	0	3	指定管理者制度の導入、民間委託の拡大
図書館	6	6	0	0	0	市民との協働・連携の推進、民間活力の導入検討
博物館・資料館	11	11	0	0	6	地域住民主体による管理運営
スポーツ施設	50	44	▲6	0	24	指定管理者制度導入、無償貸付けなど地元による管理運営
レクリエーション・観光施設	7	7	0	0	6	民営化（譲渡・貸付等）
宿泊施設	4	3	▲1	0	2	民営化（譲渡・貸付等）
勤労者福祉施設	7	5	▲2	0	4	民営化（譲渡・貸付等）、廃止
物販施設	5	2	▲3	3	2	民営化（譲渡・貸付等）
その他産業系施設	7	4	▲3	0	0	民営化（譲渡・貸付等）
幼稚園・保育所・認定こども園	28	23	▲5	11	0	認定こども園の普及、民間保育所の誘致、公立保育所の適正配置
地域子育て支援センター	4	4	0	3	0	民間活力の導入
高齢者福祉施設	12	10	▲2	2	10	デイサービスセンターについては、今後のあり方を検討
しょうがい福祉施設	3	3	0	0	0	効率的・効果的な施設運営検討
保健センター	10	5	▲5	0	0	センター1箇所、分室1箇所に統合
地域総合センター	6	6	0	0	0	設置目的や管理運営方法等の検討
診療所	7	8	1	0	4	民間も含めた管理運営体制の検討
庁舎	9	9	0	0	0	移転後の旧支所庁舎については除却 他の公共施設や公共機関等の移転先・統合先として位置づけ、施設の複合化を推進
その他行政系施設	-	-	0	0	-	姉川コミュニティセンターについては、管理運営方法等について検討
市営住宅等	27	26	▲1	0	0	適正な管理戸数の維持・確保
改良住宅	8	8	0	0	0	入居者への譲渡を計画的に推進
公園	-	-		-	1	大規模都市公園：指定管理者制度の導入 小規模施設：地元住民との協働・連携による維持管理
駐車場・駐輪場	23	23	0	0	12	指定管理者制度の導入
駅関連施設	9	9	0	0	5	業務の効率化、管理運営の標準化
墓地	5	5	0	0	0	指定管理者制度の導入、市民との協働・連携の推進
病院施設等	3	3	0	0	0	良質な医療の提供や持続可能な体制の整備に向け検討 老人保健施設については、湖北病院との一体的な管理による効率的な運営推進

○【長浜市行政改革大綱アクションプラン】における関連取組項目

取組No.	アクションプラン名	これからの取組内容
3	窓口等の利便性の向上	コンビニエンスストアで自動交付する証明書等の種類を増やし、行政サービス提供窓口の拡大をさらに進めます。
15	公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	公共施設の整備・運営に民間資金・能力を活用します。
16	地域づくり協議会への一括交付金の創設	地域づくりのための補助金等を見直し、地域づくり協議会等への一括交付金を創設します。
19	協働型事業の拡充	費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、市が直接行っている事業を市民との協働型事業へと転換し、拡充します。
35	未利用財産の活用	未利用財産の売却、貸付を着実に行います。
39	米原市との共同事務の見直し	市町合併が進んだことにより、湖北地域は本市と米原市の2市のみとなったことから、共同事務のあり方について、長期的な視点に立つて見直しを進めます。